

令和6年度第2回大和高田市国民健康保険運営協議会 会議録要旨

|        |  |
|--------|--|
| 1.開催日時 | 令和7年2月20日(木) 午後2:00~午後2:45   |
| 2.場所   | 大和高田市役所 3階庁議室  |
| 3.出席者  | <p>(委員)</p> <p>出席7名<br/> 原会長 弓場委員 片岡委員 中川義一委員 西川委員 赤井委員<br/> 中川淳委員</p> <p>欠席7名<br/> (事務局)</p> <p>田中保健部長 新収納対策室課長 草野健康増進課参事 岡崎保険医療課長 芳村保険医療課国保医療グループ係長</p>  |
| 4.次第   | <p>1.開会</p> <p>2.保健部長挨拶</p> <p>3.委員紹介</p> <p>4.議事</p> <p>(1)令和7年度国民健康保険特別会計予算(案)について</p> <p>(2)大和高田市国民健康保険税条例の一部改正(案)について<br/> (賦課限度額の引き上げ)</p> <p>(3)大和高田市国民健康保険税条例の一部改正(案)について<br/> (国民健康保険税軽減判定所得の引き上げ)</p> <p>(4)その他</p> <p>・令和7年度の保健事業について</p> <p>5.閉会</p>  |
| 議事内容   | <p>(1)令和6年度国民健康保険特別会計予算(案)について<br/> 事務局より資料をもとに説明。全会一致で承認。</p> <p>(委員からの質問)</p> <p>(歳入)国保税の収納対策について</p> <p>・物価の高騰による生活への影響が報道される中、本市の国保加入者においては低所得の世帯が多いと把握している。そのような状況を踏まえて、収納率向上に向けての取り組み、悪質滞納者への対応を含めて説明いただきたい。</p> <p>(事務局・収納対策課回答)</p> <p>新規採用職員の初任給が30万円を超えるなど明るいニュースがあるが、これはあくまで一部の企業の話で、増加していない、もしくは増加していてもそれを上回る物価の高騰が影響しており、収入は増えていても生活状況は苦しいままであるというのが現状であります。国民健</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>康保険税は他の税目とは異なり、昨年中の所得がなくても最低限の保険税がかかります。そこは納税相談によりまして、可能な範囲で納税いただくようにしております。一方悪質滞納者につきましては、財産調査等をおこない、財産があるが滞納されている方については、毅然として滞納処分をおこなっております。令和7年度以降の方針におきましても、当該年度の保険税を翌年度に繰り越さない、繰り越したとしても、新規滞納者については、財産状況等を把握した上で滞納処分をおこない、滞納額が累積、長期化しないようにしていきたいと思っております。</p>   |
|  | <p>(2)大和高田市国民健康保険税条例の一部改正（案）について<br/>         地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の後期高齢者支援金分課税額の限度額の引き上げられたことによる、大和高田市国民健康保険条例を一部改正する。<br/>         事務局より資料2をもとに説明。全会一致で承認。</p>  |
|  | <p>(3) 大和高田市国民健康保険税条例の一部改正（案）について<br/>         地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の均等割と平等割の軽減措置が拡充されることから、大和高田市国民健康保険税条例の一部改正する。<br/>         事務局より資料3をもとに説明。全会一致で承認。</p> <p>(委員からの質問)</p> <p>・説明では軽減が5割、2割軽減世帯で世帯所得の上限が変更になり、軽減措置の拡充により新たに53世帯が対象となることであるが、どの程度の影響となるのか。</p> <p>(事務局回答)</p> <p>軽減基準の所得を引き上げる改正になるため、今まで軽減されなかった方が軽減されることとなります。その総額が医療、支援、介護分と合わせて保険税全体のうち約240万円の軽減となります。</p> |
|  | <p>(4) その他</p> <p>・令和7年度の主な保健事業について<br/>         資料4について、事務局より資料をもとに説明。</p> <p>・運営協議会委員の任期について<br/>         4月以降に、各団体様へ推薦依頼を行う予定。</p> <p>(委員からの質問)</p> <p>保健事業について、新規事業はあるのか。</p> <p>(事務局回答)</p> <p>新たな事業はないが、資料4の(2)、(4)、(5)の事業については、令</p>   |

和6年度までは健康増進課で実施しておりましたが、令和7年度からは保険医療課で一括して実施することになります。この狙いは、介護予防の観点でもあるのですが、保健事業だけでは医療費は下がってきませんし、介護の給付費が伸びている状況があるので、保健事業と介護予防事業を一体的に取り組もうというもので、令和6年度より始めています。一番の課題となったのは事業の企画調整をおこなう専門職（保健師）をどう確保するのかというところでした。そのため事業を整理し、健診など事務職で対応できるところは保険医療課で実施することで、健康づくりやフレイル予防といったところに重点的に医療職を配置していくことを目指して、事業の移管をさせてもらうことになっています。

（委員からの質問）

・人間ドックの助成に上限は3万円までとあるが、どのような内容か。

（事務局回答）

人間ドックを受診して実際にかかられた費用を助成するものですが、その助成の上限が3万円ということです。各医療機関の人間ドックの検査項目や費用が異なっております。特定健診の検査項目をすべて含んでいる人間ドックを受診いただくことが要件となっております。令和6年度は市内市外含む6医療機関と協定しております。

（委員からの質問）

（事務局回答）

・マイナンバーカードの保険証利用について。現在発行を受けている保険証はいつまで利用できるのか。その後はどうなるのか。マイナンバーカードの保険証利用登録されている方がどれくらいいるのか伺いたい。

（事務局回答）

現在発行を受けている保険証は最長令和7年7月末までの有効期限となっております。その後は、マイナンバーカードの保険証利用登録をされていない方には、保険証に代わる「資格確認書」を、利用登録されている方にも、資格情報をお知らせする「資格情報のお知らせ」令和7年7月末までに送付させていただく予定です。マイナンバーカードを健康保険証としての利用登録されている方は12月末現在で62%。実際の使用率は全体の35.4%。全国平均を若干上回るくらいの使用率となっています。

（委員からの質問）

マイナ保険証について。保険者証の場合は月に一度の医療機関の提示で

|  |  |
|--|--|
|  | <p>よかったが、マイナ保険証になると受診の都度提示しなければならず、手間となっている。これまでどおり月1回の提示にはならないのか。</p> <p>(事務局回答)</p> <p>本来、保険証につきましても受診の都度提示いただくように保険者としては周知しておりまして、ただ実情としては月1回確認されているところ。原則としては、都度提示いただく必要がありますが、厚労省からは月1回の確認でいいとの通知が医療機関に来ていると思います。</p> <p>なぜそのような運用をしているかと言いますと、資格を喪失しているのに以前の資格で受診されると、誤って保険を使った分の給付費を後ほど返還していただく必要があるため、受診の都度資格の確認を徹底するため、提示いただくようにご案内しております。</p> <p>(委員からの質問)</p> <p>市内の医療機関、薬局であればすべての医療機関でカードリーダーは設置されているのか。</p> <p>(事務局回答)</p> <p>設置されております。</p> |
|  | 5 閉会   |